

2019年度第2回 総合系科目担当者連絡会筆録

学生の能動的・発展的な学習の促進 —総合系科目担当者による授業の実践例紹介—

日 時：2019年7月19日(金) 17時30分～19時00分
場 所：池袋キャンパス 14号館 5階 D501 教室

事例報告：石川 巧 文学部教授
 荻村 慎一郎 法学部兼任講師
司 会：西山 志保 全学共通カリキュラム運営センター総合系科目構想・運営チームメンバー/
 社会学部教授
参 加 者：2019年度全学共通科目担当者

西山(司会) 本日は、「学生の能動的・発展的な学習の促進」をテーマに、お二人の総合系科目担当者へ実践例をご紹介します。学生による授業評価アンケートでは、「授業時間外の学習時間」「自ら調べ考える姿勢」等の評価が、ほかの項目と比べて低くなっております。今回は、これらの設問項目について高評価である科目の担当者に、授業の実践例とともに、学生の能動的・発展的な学習の促進に対する工夫やご意見等をお話しいただき、FDの機会としたいと思っております。それではまず、「多彩な学び」科目群のなかで「表象文化」という科目をご担当の石川巧先生、どうぞよろしくお願いいたします。

◆多彩な学び「表象文化」の実践例紹介

石川 巧 (文学部教授)

●初回ガイダンスで授業の内容とルールを明確にする

私は「表象文化」で「江戸川乱歩を読む」というテーマの授業を行いました。今日はその実践例をお話しいたしたいと思います。大学の授業は、研究者が自らの研究成果に基づいて行うものです。授業のやり方や内容も、それぞれの研究者が自分の責任で組み立てればよいと思います。ですから、今日これからお話することは、あくまでも私の授業の実践報告として、他のみなさんの参考になるかどうかは分かりません。



石川 巧

私はどの授業でも初回に十分な時間をかけてガイダンスをするのですが、個人的にはここでの説明が非常に重要だと考えています。毎年、初回は教室がいっぱいになるくらい受講生が集まりますが、ガイダンスをすると2割程度の学生が減ります。授業の

内容に興味のない学生、やり方が合わないと感じた学生が自らいなくなります。ここでポイントになるのは、教員側から排除するのではなくこちらが出したルールに対して学生が自己判断するということです。

ガイダンスでは、講義の内容、テキスト、課題、評価の方法を明確に説明しデモンストラーションを行います。また、教室の環境を適切に維持するためのルールを確認します。具体的には、テキストの入手方法（基本的には文庫本を指定しますが、江戸川乱歩の著作権は切れていますので、「青空文庫」での入手も可としています）、毎回の授業でとりあげる作品の精読、リアクション・ペーパーの提出（毎週、A4で1200～1600字程度のレポートをBlackboard上で提出させます。毎回、5点満点の評価をします）などを指示します。授業は13回ありますので、学生にしてみれば結果的に原稿用紙50枚程度のレポートを書くことになります。試験はしませんので、評価はこのリアクション・ペーパーの合計点で判定することになります。

私は学生に対して「学生が寝てしまうのは教員の授業が面白くないからなので、こちらに責任がある」と伝えます。お喋り、パソコンのキーボードを叩く音などは他の学生に大変迷惑なのでそうした雑音に関しては厳しく対処します。授業をしっかりと聴き、自分で考えてレポートを書かなければ単位は取れないわけですから、出席を取る必要はないと考えています。居眠りしている学生を見ると情けない気持ちにはなりますが、起こしたりはしません。

授業の特徴のひとつはレジュメをすべて紙で配ることです。基本的にパワーポイントはいしません。私の専門は文学研究なので、文章を読んで頭の中で想像力を働かせることが非常に重要な作業だと考えています。パワーポイントはどうしても画面に依存してしまう傾向がありますし、講義のライブ感を損なってしまうので、私は使わないようにしています。

●授業で心掛けていること

テキストを読むという行為においてはストーリーやプロットを追うだけでなく、語りの形式や物語の骨格・構造、そして、表現の細部を読むことが重要です。テキストを各レベルにおいてきちんと解説し、文学テキストを研究するという行為はそもそもどういふことなのかを考えさせること、そして、文学テキストを分析的に読むことの面白さを学生に知ってもらうことが授業の中心的課題です。

それから、先ほど「大学の授業は研究成果に基づいて行うものだ」と申し上げましたが、先行研究で明らかにされたこと、他の研究者が論文などで書いていることをあたかも自分の研究成果であるかのように語ることはしないように心掛けています。自分の言葉と他者の言葉を使い分け、他者の言葉は常にカッコ付きで引用元を明らかにします。当然、私自身も授業で扱うテキストに関しては深く読み込み、自分の解釈を持って臨みます。このやり方が正しいのか分かりませんが、学生からすれば、毎回、緊張感のある授業が聴けるのではないかと考えています。学生に対して相応の努力を要求している以

上、そのあたりはお互いさまという感じです。

個々のテキストについては、インターネットで梗概や研究の動向を簡単に知ることができますし、江戸川乱歩のように現在でも多くの読者から支持されている作家の場合は、リアクション・ペーパーに活用できそうな情報も溢れています。そうした状況のなか、いかにしてインターネットでは知ることのできない知見を与えることができるかが勝負どころといえますか、私が研究者としての矜持を賭けるところです。

●リアクション・ペーパーを通して学生と対話する

毎週、学生が書いたレポートがPDFで送られてきますので、私はひたすら精読します。受講生200名程度で固定していましたので、すべて読むのに10時間ほどかかりました。リアクション・ペーパーに対しては厳正な評価を心掛けるとともに、必要に応じてコメントを書きました。優れたものは授業で紹介してフィードバックを行いました。こうしたやり取りを通して、学生と対話しているような状況を作りました。講義は一回性のものでありますから、受講生にどうしても知っておいてほしいこと、じっくり考えてもらいたいこと、注意してほしいことを指摘する必要があっても、こちら側からのメッセージを伝えるのはとても難しいです。授業以外でメッセージを伝えようと思えば、どうしても個別に伝えなければなりません。Blackboardはその点、とても便利だと思います。授業のなかではレポートの書き方なども適宜説明しましたが、そうした訓練を積むうちに、はじめは5段階評価で「3」程度のレポートが多かったのに、後半になるにつれて学生がコツを覚えて「4」や「5」をとるようになりました。全体の平均値は学期のはじめから終わりまでのあいだでかなり上昇したと思います。

●レポートから学生の学習意欲を測る方法

私は出席を取りませんので、事情により学生が授業を欠席する場合は、一応、理由書やメールでの連絡を受け付けます。ただし、具体的にそれをどのように活用するかは伝えず、ただ「考慮します」とだけ応答します。当然のことながら、授業に出席せずにリアクション・ペーパーだけ提出する学生が出てきます。そういう不埒な学生を可能な限り少なくするために、毎回、授業の最後にキーワードを3つ用意し、そのキーワードに沿った論述がレポート評価の基準になることを伝えていきます。ただし、この問題については「いちごっこ」を続けるしかないと思っています。理想は授業を聴いていなければ歯がたたないような課題を出すことですが、なかなか難しいです。

リアクション・ペーパーの提出締切りは翌週の授業開始の直前に設定します。なぜこの時間にするかといいますと、いつ提出するかによってその学生の授業に対する取り組み方が可視化できるからです。週末明けに提出してくる学生のレポートは素晴らしいものが多く、締切り直前に送ってくる学生のそれはレベルが低いという傾向は如実です。いつレポートを送ってくるかということと学生の学習意欲は関連していることが分かっているので、その点に関しては注意深く見極めていきます。

先ほどもお話しした通り、レポートの評価基準は5段階です。「5」は授業内容を踏まえて優れた読みを展開しているもの、「4」は授業内容を踏まえつつ、自分の読みを明確に示しているもの、標準となる「3」は授業内容を的確にまとめているものです。逆に「2」は授業内容の理解が不十分なもの、「1」はとても講義を聞いていると思えないものとなります。それから、ごく稀に「0」があります。これはいわゆる剽窃です。ネット上の情報や他の学生のレポートを写したのものに関しては、見つけ次第、写したほうも写させたほうも「0」評価を付けて単位を出しません。そのことは事前に学生にも伝えますし、授業内でも厳しく注意をしています。

●授業の目標について

シラバスにも書いてありますが、「テキストを通して人間や社会、風俗、文化等の諸相を考察する。そして、文学テキストを解釈するだけでなく、テキストが投げかけている問題について考え、自らの言葉で編成する能力を身に付ける」というのが私の授業目標です。

江戸川乱歩の作品はどうしてもエロ・グロ・ナンセンスの傾向が強く、怪奇な世界が多いものですから、そのことに関しては最初の段階で学生に丁寧に説明します。テキスト内に暴力的な表現や性的な表現が登場するということを伝え、そういう言葉を「使わない、のではなく、`しっかりとカッコのなかに入れて用います。」と伝えます。さまざま表現を浮ついた態度で読むのではなく、なぜそのような表現になっているのかを真摯に考えながら説明すれば、学生はちゃんと受け止めてくれると思っています。

●テキストを分析し、読み替えていく

次に、授業の実践例を少しだけ紹介します。例えば『人間椅子』というテキストは、椅子のなかに入った男がその家の夫人に向けて自身の変態的な欲望を語る物語として読まれています。授業ではそれが書簡体で綴られていることに焦点をあて、全体を統率する語り手の役割と手紙に記された文面がもたらす二重性について説明しました。

『人間椅子』の冒頭は、「佳子は、毎朝、夫の登庁を見送ってしまうと、それはいつも十時を過ぎるのだが、やっと自分のからだになって、洋館のほうの、夫と共用の書斎へ、とじこもるのが例になっていた」という一節からはじまります。また、この佳子という夫人は語り手によって「閨秀作家」（美しい女性作家）と表記されます。

日本で女性作家が数多く登場してくるのは大正後期になってからです。逆にいうと、婦人雑誌が続々と創刊され、女性の書き手が必要とされるようになったのがこの時代です。『人間椅子』の語り手はそんな佳子をわざわざ「閨秀作家」と呼び、そこに「美しい」という形容詞を加えています。授業では、なぜ女性作家だけが「美しい」という表現をされるのかを問題にし、それから「閨秀作家」の「閨」の字面が、門構えに土をふたつ書いたものであること、佳子という主人公が、人偏に土をふたつ書いた文字で組み立てられていることを説明しました。つまり、「閨秀作家」の「閨」には、人偏を奪われて「門」（＝

家) のなかに閉じ込められた佳子、という意味が浮かびあがるわけです。『人間椅子』は、「外務省書記官」をしている夫と、美貌の作家としてデビューした妻の物語です。妻は大変な人気で、夫を凌ぐ勢いでファンを獲得しています。私は、その夫こそが手紙の差出人である可能性を探りながら、このテキストを読み解いてみました。『人間椅子』を変態性欲の物語としてではなく、夫婦のあいだにある嫉妬や屈折した愛情のあり方から分析しました。

毎回、このようなかたちで江戸川乱歩のテキストを読み替えていく作業をしたわけですが、だんだん慣れてくると、学生が自ら「私はこんなふうに読みます」とか、「この点に注目しました」とかいったコメントを書くようになってきます。私も気が付かなかった着眼点を見つけてくるようになります。こうした作業を通じて、文学に興味を持ってってくれる学生が増えたのではないかと思っています。

●自学自習が有益だと学生が感じられる環境づくり

最後に、本日のテーマである「学生の能動的・発展的学習の促進」に関連したことを述べます。私は「学生の主体性を伸ばす、という発想ではなく、学生が主体的に取り組まざるを得ない環境を作り、その中で学生自身が自分にとって自学自習が非常に有益なのだと感じることができる、ことが大事だと考えています。重要なのは、こちらが学生を動かすのではなく、彼らが自ら動かざるを得ない状況をつくることです。教員は、ちゃんとひとりの学生の書いたものを読んでいきますよ、というメッセージを送り続けなければなりませんし、個々の学生に対する評価基準を可視化することも必要だと思います。そうした往復運動が展開できれば、たとえ大教室での講義であっても学生を集中させることはできると思います。

それから、私の専門分野は文学ですので、社会科学系や自然科学系分野のように覚えるべき知識を教えるというよりは、テキストを通して学生が自ら考え、新たな問題を編成していく力を身に付けることが重要だと考えています。授業はそのための訓練、すなわち実践の場だと思います。拙いお話でしたけれども、参考にいただければ嬉しいです。

西山 (司会) 石川先生、貴重なお話をどうもありがとうございました。では続きまして、「学びの精神」科目群から「法と政治の世界」をご担当の荻村慎一郎先生、どうぞよろしくお願いたします。

◆学びの精神「法と政治の世界」の実践例紹介

荻村 慎一郎 (法学部兼任講師)

●「法と政治の世界」の授業の位置付け

授業についてお話しする前に、まず用語 (学習・学修・自習・自修) の使い方について

て説明させていただきます。本日のテーマでもある「学習」は個人の行為としての学びの活動として用い、「学修」は文科省の平成24年度答申に準じる用法に沿って、事前準備・授業受講・事後展開を複合したものとして使っています。また、「自習」は学習を主体的に独力で行う活動を指し、一般的に使われる言葉です。「自修」は、学修を連想してもらうために私が当て字で使っている言葉です。学修（予習・授業受講・復習）が一体化しているということを学生に気付いてもらいたいと思い、私の授業で配布する教材では自修という字を使います。



荻村 慎一郎

それでは授業の報告に移らせていただきます。まず「学びの精神」と「法と政治の世界」の授業の位置付けについてですが、「学びの精神」の主眼は、立教大生としての順調なスタートを助ける居場所感の醸成であろうと私も考えています。その観点から、大学で講義を受講するための包括的スキルの体得が関わってくると理解しています。本日の発表では、特に学期末における筆記試験の準備と体験についてご関心がある先生方に話題を提供できればと思います。

先ほどの石川先生の授業との違いは成績評価の方法です。「法と政治の世界」では期末試験（筆記試験）を課すという大きな特徴があります。もうひとつの違いは、元来、法学とは職業教育の要素が非常に強い学問分野です。私はそれを教養教育向けにアレンジしています。したがって、「法と政治の世界」では最低限これだけは覚えてほしいという必須の知識がもともと存在しており、それを学生に伝えたいという動機があります。こういったところが石川先生の授業との違いですので、その点については補完できるかと思っています。

まず、「法と政治の世界」が「学びの精神」に対して貢献できることは何か。2つあります。1つ目は法学や政治学の導入部分を講義するという点、2つ目は記述式の筆記試験を学生に経験してもらうということです。

本日の報告の前半では、「法学の導入部分を伝える」ために、私が自修課題（＝授業外学習）においてどういった工夫をしているかをご紹介します。また、今年度は「法と政治の世界」と同じような内容の専門科目「法学入門」も私が担当しております。その中で記述式の筆記試験の準備としての自修（自学自習）という観点に関して、教養教育と専門教育の違いを意識させられる課題が見つかりましたので、これについては報告の後半で触れていきます。

●授業の内容と目標について

「法と政治の世界」の授業内容と目標について説明します。法学部以外の学部にも所属する学生を念頭に、法学のエッセンスについて学びます。あわせて、論理的な思考の仕方および文章の書き方の習得を目指します。

私の授業は、大きく2つの分野から成り立っています。1つ目は裁判を念頭に体系化されてきた「伝統的な法学」です。2つ目は法を社会規範の一部とみなし、社会全体を念頭に理論化が試みられてきた「現代的な法学」です。この2つは少し種類が違いますので、授業でも前半と後半に分けて教えています。

まず、教養教育に貢献できる法学の大きな強みを指摘させていただきます。法学を学ぶことによって身に付くのは「国民主権国家における統治者としての素養」です。主権者として理性的に政治判断・政策判断できるようになる（意思決定）、客観的な立場から法学の知識に基づいて行政監視を行う（行政統制）、それを実行するために責任ある政治行為つまり投票する（政治参加）。こういった力が身に付くことが、統治者教育の面において法学に与えられた最も重要な役割だと思いますが、こちらは大前提のお話ですので、今回は省略させていただきます。

● 「伝統的な法学」と「現代的な法学」

さて、「伝統的な法学」と「現代的な法学」とは何か。「伝統的な法学」は商法・民法・刑法・憲法に淵源があります。これらはすでに19世紀以前から存在する分野であり、裁判つまり紛争解決制度を前提に、制度化・体系化されています。ちなみに民法・刑法・憲法はキリスト教の影響をかなり強く受けていますので、ヨーロッパ的な価値観の中に埋め込まれているキリスト教的な価値観が、ある程度顔を出しています。一方、「現代的な法学」は主として会社法・労働法・行政法に淵源があり、こちらは19世紀の最終盤以降、20世紀以降と言ってもいいかもしれませんが、産業社会構造の変化を受けて制度が体系化されてきました。

この2つは職業教育上の二元性とも対応していきまして、「伝統的な法学」は法曹および公務員養成に向いています。ヨーロッパ大陸ではこれを大学の学部で教え、英米では主に大学卒業後のポストグラデュエイト課程で教えています。「現代的な法学」は組織労働者、自営労働者の養成に向いています。特に日本の三大都市圏の法学部においては、こちらのほうに非常に高い需要があるようです。

さらに、この2つは学問的な方法論の区別とも対応しています。「伝統的な法学」は言語を用いた知的活動力の養成に親和的で、いわゆる人文学（文学・史学・教育学・人類学や異文化コミュニケーション学等）と共通する強みを持っています。「現代的な法学」は、法学に基づいた制度を通じた社会認識力の涵養に強みがあり、経済学・社会学・経営学・心理学、なかでも社会心理学等と共通するのではないかと私は考えています。

授業では「伝統的な法学」と「現代的な法学」の2本立てを常に意識し、教養教育向けにアレンジしています。この2つは学問としての組織原理や構成原理が異なる面があります。そのため、別々に教えたほうが分かりやすいので、私は前半と後半に分け、全く異なるものを素材として取り上げています。

●「法と政治の世界」で身に付く力

「伝統的な法学」における「言語を用いた知的活動力の養成」を簡単に説明します。ここで養成される「知的活動力」とは、客観的認識・論理的思考・総合的判断です。まず客観的認識は、法的な事実を抽出するということで養われます。そして、規範を事実に当てはめる際に思考手順の明確化と徹底化を教えることができますので、論理的思考が育まれます。さらに、法学では必ず考慮要素の限定と順序付けを行いますので、さまざまな要素を考慮しながら総合的な判断を下すときに、どの要素をピックアップしどの手順で判断していくのかという“プロシージャ（思考手続き）”も教えることができる、そういう強みがあると私は考えています。

「現代的な法学」における「法学を用いた社会認識力の涵養」については、社会学や経済・経営学と共通する方法論がありまして、ミクロ、メゾ、マクロという3つのレベルを駆使して社会を認識するという点は共通しています。またアクター・関係論、企業会計資料、あるいは経済統計に関係するさまざまなデータをお借りして、会社法や労働法、行政法に関わる基礎的な知識を教えています。その際、統計データの分析および評価手法については、私が直接学生に教えるわけではありませんけれども、会社法や労働法の制度の説明をする上で、これらの分野の知識や研究の成果をお借りしますので、社会科学的な要素も伝えることができているのではないかと考えています。

●授業外学習の3つの機能：理解定着、動機付け、習慣付け

評価の内訳は筆記試験70%、平常点が30%です。授業外学習にあたる中間課題を平常点に組み込んでいます。普段の自修課題を積み重ねた上で、中間課題を提出する機会がありますので、その時に授業外学習の成果を発揮できるという仕組みを設けています。授業外学習（自修課題）はまた、学期末試験の準備にもなっています。

「法と政治の世界」の授業外学習時間の数値は、2017年度が1.00、2018年度が1.28で、2年間の平均は1.14でした。「学びの精神」全体の平均が0.78ですので、「学びの精神」の中では授業外学習の時間を確保できているほうかと思えます。その理由を私なりに考えてみました。いろいろな仮説はあると思います。例えば、学年による違いや、専門分野の質（理系・文系、学部、学科）による違い、視野の範囲（専門レベルか教養レベルか）による違い等。こういった要素が数値に影響しているかどうか私には分かりません。ただ私なりの仮説として、授業外学習にどのような機能をもたせるのかが影響しているのではと考えています。私の授業では、①理解の定着のため、②学修自体への動機付けのため、③筆記試験科目に対応した学習の習慣付けのために、授業外学習を用いています。

●授業外学習のための方法論：宣言的知識と手続的知識

私がどのような気持ちで自修課題を出しているかということ、「この内容だけは身に付けてほしい」あるいは「学修の過程全体に対して興味を持ってほしい」という想いがあ

ります。ここからは「伝統的な法学」に絞って事例を報告させていただきます。この分野に関しては、判決文を読めるようになればいろいろなことが達成できるので、最終的に判決文を読む力を身に付けてもらうことを目標として自修課題を出しています。

「伝統的な法学」の学びから得られる強みは、「言語を用いた知的活動力の養成」と、そこから派生する「言語によるコミュニケーション能力の高いレベルでの養成」となります。

先ほど簡単に説明しましたが、言語を用いた知的活動力とは、客観的な認識＝事実の抽出をした上で、条件・帰結という手順の明確化と徹底化が施された論理的な思考を経て、考慮要素の限定と順序付けを踏まえた総合的判断をしていく力です。では、「条件・帰結という思考手順の明確化」とは何か。例えば、これは刑法 176 条（強制わいせつ）前段ですが、「13 歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は」（条件節）、「6 月以上 10 年以下の懲役に処する」（帰結節）というように、法律の条文では条件節と帰結節が組み合わさっていて、条件→帰結という思考手順を学んでいきます。

言語を用いた知的活動力を身に付けてもらうために私が意識しているのは、「宣言的知識と手続的知識の相互補完的な組み合わせを重視する」ことです。宣言的知識とはインプットした内容を言葉で説明できる知識を意味します。手続的知識とは感覚的に分かっているものの言葉で説明できない知識のことです。これらは、認知科学、言語学、心理学、教育学等で用いられている概念です。よく言われることですが、文法構造や語彙については、母語話者よりも外国語として勉強した話者のほうが宣言的知識に長けています。母語は通常、文法構造や語彙を宣言的知識としてではなく手続的知識として修得しているということになるかと思えます。学習における「型」を学生に身に付けてもらいたいとき、宣言的知識と手続的知識の両方が大切であることは間違いないけれども、従来の教育では手続的知識をあまり重要視してこなかったのではないかと。こういったことを意識していることから、私の授業では、学生に判決文を読ませるとき、映像教材を活用しています。

●裁判映画を通して、裁判官の思考過程を追体験する

『それでもボクはやってない』という映画があります。今までいろいろな映画を見てきましたが、この作品は、法的な間違いがない、おそらく世界で唯一の映画ではないかと思えます。それほど法的に完璧に作られています。監督は立教大学の卒業生である周防正行氏です。

「伝統的な法学」の特徴＝型である、判断の前提となる事実の特定、判断の基準となる規範の特定、事実に規範を適用することによる判断実践というものが、『それでもボクはやってない』の中でどう行われているのかを、授業で学生に見てもらっています。作品中に描かれる痴漢事件に置き換えますと、「主人公が女子中学生に痴漢をした」というのが犯罪事実です。その事実を抽出した上で、「暴行又は脅迫を用いてわいせつな

行為をした」場合には、これが判断の基準となる規範になります。事実が認められる場合には、規範に照らして処罰されるというプロセスになっています。『それでもボクはやってない』ではその過程がすべてリアルに映像化されていますので、作品を見ることで、学生にまず感覚的に身に付けてもらうというねらいがあります。

さて、ここからは「伝統的な法学」で得られるもうひとつの強み、「言語によるコミュニケーション能力の高いレベルでの養成」と関連付けながら説明していきます。「伝統的な法学」の特徴＝型の中には、主張を正当化するための証拠を示す、という過程があります。証拠の正当性や価値を吟味することも重要ですし、主張と証拠の関係そのものを問い直すことも求められます。主張手順の明確化と主張自体を内省する態度を鍛えることがとても大事になるのです。この部分を『それでもボクはやってない』で描かれる痴漢事件に置き換えますと、「被告人が痴漢をした」というのが被害者の主張です。被告人が自分を触ったという被害者の供述や証言が、主張を支える証拠になります。こういった主張や証拠をまず確認してから、被害者の供述・証言の中身や正当性をきちんと吟味するのですが、この信用性を吟味するシーンも映画の中で目の当たりにできます。また、映画とは関係ありませんが、その証拠が主張を証明することに直接的な関連性があるのかどうか吟味することも、場合によっては必要になります。

以上のような裁判官の思考過程を、『それでもボクはやってない』の法廷シーンを通して、学生は追体験するのです。作品の中には、被害者が法廷で記憶をたどっているときに裁判官が介入尋問をする場面も描かれています。裁判官が「ここに私の手が見えますよね」と。「だけど、この手がいったん袖に隠れて、また出てくると、あなたの視界から一瞬消える。そういうことがあったのか？」と被害者に聞くのです。つまり、被害者は被告人が犯人だと言うけれども、被害者を触った手が本当に被告人の手だということを、最初から最後まで見ていたのですか？と確認するのですね。そして最終的に被害者の女子中学生は「見ていなかった」と証言をするわけです。このように、論拠の信用性を緻密に吟味するシーンを、学生に映画を通して確認してもらいます。

●宣言的知識と手続的知識の融合・連携

判決文には裁判官が認識・思考・判断した3段階の知的活動のプロセスと足跡がそのまま記録されています。ですから「普通に読む」ということが少し難しいのですね。映画を教材にする理由はここにあります。判決文を作成する前段階である法廷でのやり取りを目の当たりにし、まず感覚的に経験してもらうのです。つまり手続的知識として一度経験した上で、自修課題では判決文を自分で読みながら、授業で体験したことを言語を通して理解、整理していく。私の拙い仮説ですが、この過程を経て、学生たちは宣言的知識として再確認しているのではないかと考えています。

おそらく学生は、「痴漢事件の映画を見た上で実際の痴漢事件に関する判決文を読む」という単なる内容面でのリンクに面白さを感じているだけでなく、「自分の体の中を通して感覚的に身に付けた知識が、言語を通してしっかりと定着し再現できるように

なる」という知識の質的な変換過程を楽しんでいるのではないのでしょうか。

先に映像を見てもらい後から私が説明をする場合と、先に知識を教えてから映像を見る場合とケースバイケースですけれども、こういった手続的知識と宣言的知識の相互的連関を、私の中では常に意識しています。本日は「伝統的な法学」に絞って事例を紹介しましたが、「現代的な法学」でもこの手法を活用しています。

これは今回、報告にあたり急ぎまとめた考えではありますが、授業外学習の機能として私が挙げた「理解の定着のため」(①)、また「学修プロセス全体への動機付け」(②)という側面においては、この手法が功を奏しているのではないかと推測しています。

●授業外学習への取組みに関する統計的分析

次に、授業外学習を学生はどう捉えているのかについて、私が最近気付いた課題と絡めてお話しします。

学生側から見ると、重要なことや必要なことを、できる限り効率的に楽しく学びたいと考えているのかなと思います。あるいは要点や結論だけでいいから早く教えてほしいという需要があるようにも思います。私がそう考えるのは、このあと説明する経験をしたからです。

先ほど、授業外学習の機能の1つとして「筆記試験科目に対応した学習の習慣付け」(③)を挙げました。試験準備のために必要なのは自学自習能力を身に付けるということです。この目的を達成するために授業外学習の強制をするかしないかという点が、私としては重要だと思っています。

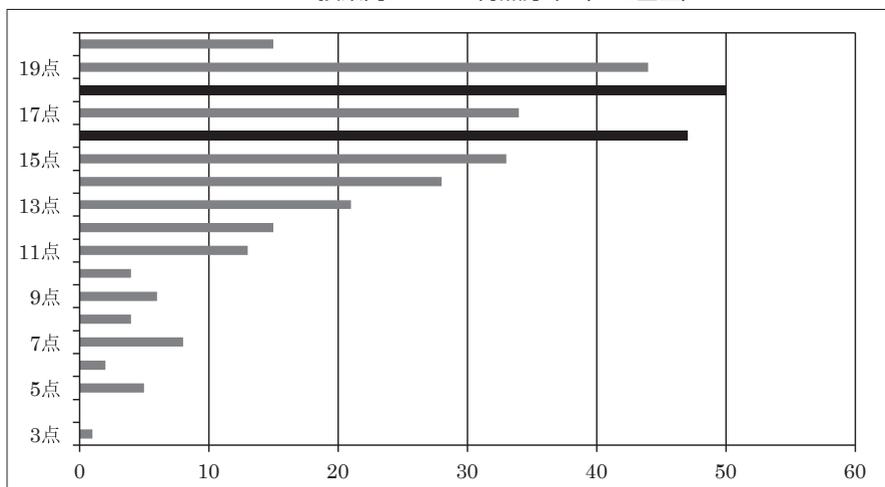
「法と政治の世界」は教養科目です。また「法学入門」は私が担当した専門科目です。どちらも同じ教員が担当し、同じ教育方法論で、内容も75%は同じです。厳密には今年度に関しては、「法と政治の世界」が国内法の世界だけで完結する一方、「法学入門」は国際関係と地球規模的な視点を組み込んでいますので少し違いはありますが、教員と手法は同じです。

この2つの授業における授業外学習を見比べてみます。「法と政治の世界」では45分目安の課題を、「法学入門」では90～100分目安の課題を毎回出しました。所要時間には2倍の開きがあります。また、「法学入門」では定期的に授業内テストを実施し、記憶の強制という契機を設けました。要するに2群間の比較実験のためにあえてスパルタ的なやり方をしてみたということです。授業内テストは合計20点満点で3回実施しました。

「法と政治の世界」も「法学入門」も、全体評価の70%が筆記試験、30%が平常点です。平常点の内訳は、「法と政治の世界」は授業参加点と中間課題点とともに15%ずつ。「法学入門」は授業参加点10%、授業内テスト20%です。

「法学入門」の授業内小テストは講義の4回目、8回目、12回目を実施して定期性を確保しました(グラフ1)。受験者は履修登録者337名中330名、捕捉率98%ですので、標本としてはかなりよいのではないかと思います。テストの内容は教科書に準拠した基礎知識を問う問題が70%、国語力や論理的な思考能力を問う問題が30%とい

グラフ 1：授業内テストの得点分布（ふた山型）



注) 16 点以上を上位層（積極的参加層）、15 点以下を下位層（受動的参加層）と母集団に対して甘めのグループ分けを行った場合には、おおよそ 58% 対 42%（上位が 58%、下位が 33%、10 点以下の層が 9%）となる。これに対して、17 点以上を上位層、16 点以下を下位層と母集団に対して厳しめのグループ分けを行った場合には、おおよそ 43% 対 57%（上位が 43%、下位が 48%、10 点以下の層が 9%）となる。

う配点です。授業内テストの得点分布グラフは山が 2 つでき、ふた山型となりました。厳密に抽象化すると上位が 58%、下位が 33%、10 点以下が 9% ですので、おおよそ上位は 58%、下位その他が 42% となります。

ふた山型から母集団の特性を推測してみます。例えば工場の品質管理における調査の場合、グラフがひと山型（＝正規分布）になるときは工程が安定している、つまり均質な技術レベルの作業者が同じ機械を用いている、ということになります。ではふた山型になるのはどういう場合かという、異質な要素が混ざっている場合なのですね。均質な技術レベルの作業者のみで構成されているとすれば 2 種類の機械が混在している。あるいは同じ機械を用いているなら、技術レベルの異なる作業者が混在しているというわけです。これを授業に当てはめると、「法学入門」では同じ教員が同じ教材を用いて講義をしているのにテスト成績がふた山型になるということは、学力・意欲レベルの異なる 2 つの履修者層（以後、積極的参加層と受動的参加層と命名）が混在しているのかなど、私は考えました。この推測が間違っているかもしれませんが、ほかの先生方のご意見もお聞きしたいです。

●授業外学習時間の長さと学生の意気込みの関係

最後に、「法と政治の世界」と「法学入門」で異なっていた点をお伝えしたいと思い

ます。先ほど申し上げたようにスパルタ式の「法学入門」を開講したところ、受動的参加層からの受けが非常に悪いのですね。「法と政治の世界」はとても雰囲気がよく、最終授業回で自主的に実施した学生アンケートでも非常に良い評価をいただきました。ところが「法学入門」の学生の反応を見ると、特に受動的参加層からは、授業外学習を多めに用意することに対する拒否反応がかなりあったという実感があります。こういったことから入門教育の難しさについて述べたいと思います。

入門教育の大きな目的である「専門レベルの基礎学力の修得」のためには、筆記試験制度との関係で自学自習力が必要不可欠です。だからといって大量の自修課題を出すと、積極的参加層の学生の中にはそのスタイルに好意的な学生もいましたので一定の効果があると思いますが、逆に受動的参加層に対する配慮という視点が欠けてしまいます。そして「学びの精神」の目標である「順調なスタートを助ける居場所感を醸成する」、つまり学ぶことの楽しさを知ってもらい意欲を引き出すことを基準にすれば、授業外学習を増やしすぎることには問題があるのではないかと考えています。とはいえ、専門レベルの基礎学力の修得のためには、ある程度厳しくせざるを得ない部分も出てきます。

ちなみに「法と政治の世界」の筆記試験においては、基礎知識を問う項目の試験範囲を事前に告知しています。専門科目である「法学入門」では全範囲から出題しますので、量の差は相当あります。そのことが「法学入門」における学生の抵抗感や、受動的参加層の学生に対する配慮が欠けていたかもしれないという私自身の実感に繋がっているように思われます。これは新たに見えてきた課題として、皆さまにご報告させていただきます。ご清聴いただきまして、まことにありがとうございました。

◆質疑応答

西山 (司会) 今回は「学生の能動的・発展的な学習の促進」をテーマに、高評価を受けた科目の担当者である石川先生と荻村先生にお話しいただきました。授業外学習の時間を増やすために、学生に促すだけではなくて、先生方が深く考えながら授業を構成されているということがよく分かりました。ここからは質疑応答の時間とさせていただきます。ご質問ご意見などがございましたら挙手をお願いいたします。

質問者① 石川先生の課題は、読むのに何分くらいかかるような分量でしょうか。

石川 課題として学生が読むテキストは、短編小説ですので、原稿用紙換算で30枚程度の作品です。私が課題をチェックするために要する時間は、学生1人につきA4サイズ1枚もしくは原稿用紙3～4枚で、読むのに1枚5分ほどかかります。

質問者② 荻村先生に質問です。宣言的知識と手続的知識の利用の仕方について、まず宣言的知識を伝えてから手続的知識を伝えているのか、それとも逆なのか、あるいは両

方とも試したことがあるならどちらのほうが反応が良かったかなど、方法論としての意見をお持ちでしたらお聞かせください。

荻村 例えば裁判の映画を見る授業の場合、まず映像（＝手続的知識）から入り、宣言的知識の確認というプロセスになるのですけれども、経済・社会問題を素材として会社法や労働法を解説する場合には、先に宣言的知識を理解してもらった上で映像を見てもらうことがあります。ただ、基本的には手続的知識に基づいた学びのプロセスを踏まえてもらい、宣言的知識の確認をする、という使い方をよくしています。特に裁判の映像についていえば、高校までの学習課程では厳密な意味での論証やディベート教育を体験する機会がなかなかありませんから、そういった主張の型を学生に体得してもらいたいという思いから、先に映像を見せています。

質問者③ お二人の先生方からとても学ばせていただきました。ありがとうございます。日頃から気になっていることがありまして、シラバスを読んで「これは自分で調べなければいけない授業だ」とか「毎週小説を読まなければいけない授業だ」と理解した上で履修しようとする学生は、すでに意欲レベルが高いので心配ないのではないかと。問題は、筆記試験だけで授業を突破できそうな楽な授業を探してしまう学生であり、その解決策が急務だと思います。そういった学生は、石川先生のガイダンスを聞いていなくなる2割の層や、荻村先生の受動的参加層に当てはまるのかもしれませんが。その受け皿となる授業も、講義形式の授業として開講する上では大切なのではないかと思います。そういった学生に対して、意欲ややる気をゼロからイチに引き出せるようなアイデアがあればと考えているのですが、ご意見をお聞かせください。

石川 大変難しい質問だと思いますけれども、私は、試験一発で単位を取る学生がいても別にいいと思うのです。授業には出ないけれど試験にパスするというのは、筆記試験のために学生が自分なりの努力をしたということですから。学生それぞれ、学習方法や授業に対しての取り組み方が違いますので、ある種の相性だと思っています。学生には選択肢がたくさんあるわけで、その中から自分の学習スタイルに合った授業を選び、その授業が自分の居場所としてふさわしいと思えばしっかり授業を受ければいいし、違うと感じるなら別の授業を履修すればいいのではないかと思います。

荻村 私からは、最低限覚えるべき知識が必ずある科目についてお話しさせていただきます。私は専門科目の「フランス法」という授業も担当しています。この授業は3・4年次生対象の完全なる選択科目です。このとき、常に2段階の知識レベルを打ち出しています。つまり、「最低限ここを勉強しておけば科目の単位はあげられる」というレベルと、さらに深く勉強したい学生に対して「ここまでやれば試験でいい点数が取れるし、他の科目の役にも立つ」という2段階のレベルを、講義やレジュメや自修課題の

中で示しています。今回「法学入門」で私が感じた挫折は、「法学入門」はごく基礎的な内容なので全部を押さえてほしいのですが、それがスパルタ的手法ではうまくいかなかったという点で、私自身も悩んでいるところです。ただ、いま申し上げた2段階の知識レベルに分けるやり方は、おそらく「法学入門」における受動的参加層や、石川先生のガイダンスで退いた2割の層にとっても間口が広がる試みなのではないかと思えます。私の場合には効果的なので続けています。

質問者④ お二人の授業は、授業外学習時間が長いということ以外に、もうひとつの特徴として、授業に対する学生の満足度が非常に高いのですね。これは、面倒な授業外学習をやらされること以上に授業が面白いのか、それとも時間外学習を行ったことによって学生の能力が伸びて満足度が上がったのか、先生方はどう感じておられますか。

石川 最初のガイダンスで2割の学生がいなくなるという点と関連しますが、私が全カリにおいて感じるのは、真面目に学びたい学生のストレスです。例えば、近くの席でお喋りをされたり、授業と関係ないことをやっている学生がいた場合に、授業を集中して聴きたい学生は大変なストレスを感じているという印象があります。そういう学生たちにとって、はじめにきちんとルールを決めておき、ルールに沿えない学生がいなくなるというのは、とても嬉しいことらしいです。8割の残った学生は、その段階で授業に対する取り組み方ができていますし、課題が与えられて講師から毎回回答があることに對して、自分がどんどん成長しているという喜びを感じるのかなという気がします。最初に2割の学生がいなくなってしまうことに関してはさまざまな考え方があるでしょうけれども、私は授業を真面目に聴きたいと思っている学生の環境を整えてあげることに主眼を置いています。

荻村 学生に満足してもらえているとすれば、それは法学の持つ伝統の豊かさ、つまり「巨人の肩の上に立っている」に過ぎない面があると思います。それを踏まえたうえで、私の中には、法学の魅力を自分が完全に伝えられるようになりたいという思いがあります。授業に対する満足度ももちろん大切なのですが、いかに学生に知的な面白さを感じてもらえるかという観点から、「学生がこの授業から得ることができたもの」に関連する（授業評価のアンケートの）指標を特に参考にして、教える内容にはとても気を遣っています。どちらかという授業は、自修課題をしてもらうための前説のようなものとして位置付けています。「法と政治の世界」も「法学入門」も、100分×14回でできることは限られていますし、内容はほとんど変わらないのですね。けれど必要以上に長い自修課題を与えてしまうと、受動的参加層はストレスや圧迫感を感じるようなので、その点だけは注意したいと個人的に反省しています。

西山（司会） どうもありがとうございました。